

「弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和5年12月28日
法務省大臣官房司法法制部

「弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令案」について、意見公募手続を実施した結果は以下のとおりです。

1 意見公募の実施方法

募集期間：令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）

告知方法：：電子政府の総合窓口（e-Gov）のウェブサイトに掲載

意見提出方法：e-Gov 意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2 意見募集の対象

弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部を改正する省令案

3 提出意見数

1件

提出された御意見	御意見に対する考え方
外国法務弁護士は会計士と監査の仕事内容を含めた業務であることを前提に職業の自由と業務範囲を広げることにより、誰もが努力すれば取得できる国際公認会計士資格を兼任することができるようになることが望ましい。電子記録媒体と単語や名称の改定前と改定後の違いはさほど重要ではない。国際社会において、	御意見として承ります。

日本国籍でも海外で認められるとその職務に携わることができます。	
---------------------------------	--

4 その他

本件につきましては、意見公募時に公示した内容に一部技術的な修正を加えるとともに、改正の趣旨を同じくする総合法律支援法施行規則の一部改正と合わせて、「弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則及び総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令」として、令和5年12月28日に公布されましたのでお知らせいたします。